慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	自由主義以前
Sub Title	
Author	榎本, 鉱治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1924
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.18, No.2 (1924. 2) ,p.286(132)- 298(144)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19240217-0132

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第十八卷

る。(未完)。 の最もトムソンに近似せるは John Gray であの総ての人々に擴充するを得可く、就中其思想の地での人々に擴充するを得可く、就中其思想して此视察は一般に之をリカアドオ派社會主義

自由主義以前

榎 本 鑛 治

なる 生活の 中心であるが、これに 反して 種族 單に同一種族を團結せしめるのみならず、又他 殆んざ出來ないのである。併し軍事的組織は、 and political unity)の目的を達成することは、 させざる限り、真の社會的且政治的統一 (social (the tribe) の大聚合體も軍事的組織を其の根柢 緊密なる社會が出來上るのである。乍併血族關 且より秩序ある社會を建設するに努めるもので も拘はらずい多額の費用を投じてより强大なる the clan, or the village community) は往々有力 係と近隣關係との離る可らざる情質は、唯だ狹 原始的社會に取ては頗る過大なる負擔であるに 小なる地域内に於て有效なのである。故に地方 くて此の組織より、少數にして單純ではあるが、 よりして一種の組織(a tissue)が織り出され、 族を征服せしめるに役立ち、夫れがために 氏族、村落共產團體等 (the local group, (三八七) 自田主義以前

> (warp of descent and the woof of intermarriage) は非常な質値を有する唯一の關係となるらし 態の基調をなして居るのである。唯だ最も單純 simple neighbourhood)が、社會組織の凡ゆる形 state)と云ふ新組織に其の地位を譲りつくある なる社會に於て斯の如き情質關係は、宗教や其 の他の信仰に依て强固にされ擴大されて、 會に生活し、而して血族關係と單純なる近隣關 眞に原始的なる社會組織に就ては、容易く物語 のである。然らば之よりも古さ社會組織は原始 係との離る可らざる情質(ties of Kinship and of は明言し得る。即ち人は凡ゆる時代を通じて社 的(primitive)であるかと云ふに、決して然らず。 行と共に、徐々ながらも確實に市民的國家(civic 得るものではない 右の舊社會組織は、專ら自由主義的觀念の流 又事實上子孫と云ふ經さ、 併し唯だ斯う云ふ事丈け 雑婚と云ふ緯さ 遂に

政府は當然其の人民を嫌ふこともなければ、 hood)に依て精淨化され、又崇高に見られるの 彼等に冷淡を裝ひもしないのである。 依て聖職に任命されて居る譯になる。從て斯る 僧職授任式(ordination)を収極めるが故に、 肉體のみならず、又心意をも支配する程に絕大 かも知れない。何れにしても彼等は單に配下の を把持するものである。恐らく其の支配者は、神 は、神聖不可侵の權威(a sacrosant authority) 云ふに、所謂暴力(naked force)などを用ひない なる權力を有して居るのである。彼等支配者は、 個の自立の僧侶たること(an independent priest-ことは云ふ迄もない。 は、其の社會は何に基づいて支配せられるかと ある。 か神の後裔かであるのであらう。或は彼等は一 然らば斯の如き秩序が一度建設された場合に 即ち其の支配者となる人 即ちそは

光二號 一三三

の時代の社會に行はれる法律を概括的に叙述し の時代(the authoritarian stage) と名付ける特殊 **乍俳斯る見解は、便宜上今吾々が權威至上主義** あるものであるさ云ふのは事質に適合しない。 by a superior upon an inferior) 而も之が執行を 容易ならしめるがために刑罰と云ふ制裁を設け る支配權であつて、(law is a command imposed る如く、法律は云はと劣者に對 - て優者が課す 擔させるのである。併し或る法理學派の主張す ordinances, and even new laws) を其の人民に負 基づいて、軍務、貢税、 律等の義務(duties, as of military service, tribute, に取て有利なるが如く思はれる方法と原理とに 府は、一般人民の生活を左右する限り、 本質的に天上より降下した政府である。 て居ると云へやう。 ものであると見れば、 大體に於て事實に符合 勅令、時には新規の法 自由去義以前 其の政

義の準則(authoritarian rule)を選ぶならば、夫れ と呼ぶことくする。極めて低度なる文明時代に に復歸するものである。 は野蠻生活に於ける比較的混亂の狀態(anarchy) 要素を確立する唯一の手段として、右の原理は である。右の結合をは吾々は暫らく中性的名稱 下に或る結合をなし、此の上に成立して居るの force and religious or quasi-religious belief) w S 於ては、大抵敵對の氏族を抑壓し、共同の仇 を選んで、權威の原理(the principle of authority) 必要さり に對して國境を維持し、若くは外部的秩序の諸 現するのである。然ればとて今更權威至上主 宗教的若くは準宗教的信仰 (military 敝

あつた。夫れは、幾多の點に於て氏族並に地方 家(city state)は、 である。即ち古代希臘及び伊太利の都市的國 併し他の一方法は、太古の時代に出現したも (三八九) 社會組織の新らしき一典型で 自由主義以前

夫自身 するものである。 統一せられる大社會(larger societies)があつて、 のである。 とする場合には、 ふやうな所謂統一的行動 (united action)を必要 團體があつて、住々團體組織をしては聊か强固 (two recurrent types) のあることを知るのであ に過ぎるやうな點もあるが、併しイザ鎌倉と云 る。即ち一方には少數の人間より成立する血族 化を通じて吾々は、其處に二個の て免る可らざる變化を有するけれざも、斯る變 出來る。勿論其の社會組織は、幾多の細目に亘 じて、吾々は二個の社會組織を區別することが 小王國より大は支那帝國に至る迄樣々に變化 の範圍と開化の程度とに應じて、小は黑人の 一體世界の大部分に就て、又歷史の大半を通 然るに他方には共同の目的に依て、 殊に後の大社會は、軍事上の 餘り信魁し得ない程薄弱なも 再發的典型

居たのである。 のみならず、又東洋に於ける王國とも相違して 其の基礎を有した。而も夫れは單に地方自治體 基礎を有せずして、 は遙かに大きなものであつた。其の生活はよりだ小さいものであつたが、原始的血族關係より したのである。質際夫れは血族關係其物に其の に置き換へるに地理的等の新らしき區劃を以て に對してより自由の行動を許 多様であり、 を結合させたことに基づいたのである。 的平等なる同盟と云を根柢の下に、別個の民族 ふに其の起源は、征服と言はんよりは寧ろ比較 自治體(the commune)を相違して居た。第一に夫 れは、古代の帝國や近代の國家と比較すれば甚 は、數多の氏族と村落とを包含して居たが、思 ふて夫れは古代の氏族組織を抑壓してい 又より復雜であつた。夫れは個人 即ち都市的國家の是認せる、 市民的權利 (civic right) に し、而も其の發展 勿論夫

三三五

绵

(三九〇) 雑 自由主義以前

であつた。 は、自由民の共同團體(a community of free men) 持したものである。此の意味に於て市民的國家 又自由市民(free citizens)の全體が好意を以て支 政府が多數の臣下に對して課する支配の謂ひで 其の生活の基調となれる法律は、優越せる或る はなかつた。 てあって、油に法律は其の國家の生命であり、 反對に政府其物が法律に服從した

單純なる形式に於て出現したのである。就中地 は、吾々を大いに苦しめる或る問題が、 服從じたのに過ぎない。斯る地方自治體に在て 方自治體に對する個人の關係は、 力を保持せる古代よりの生活の原理と準則とに 然的忠順(spontaneous allegiance)に依て其の效 ち彼等は自己を支配し、 民は何等の貧長(master)をも持たなかつた。 次に全體として考察すれば、市民的國家の市 而も相繼げる時代の自 密接であり、 極めて

迄も刎つて取得す可き理想は、無論古代希臘に る事質を極めて單純且自然に言表はしたもので (association) 於ける生活の諸狀態より生じたものである。 ある。故に吾々が困難と疑惑とを忍んで太古に 分なき生活を営むためにする多數人間の聯合 と云ふが如き地方自治體を叙述す

る制限を有して居た。而して其の制限は、結局 格の權利 (rights of citizenship) に其の基礎を置 に其の基礎を置くものでなくして、 間の人格性の權利 (rights of human personality) である。一體聯合せる生活の責任を特權とは、人 都市制度(city system)の衰微を包含して居たの tensive)ものではなかつた。 は、決して共同社會と廣さを同じうする(co-ex-他方に於て右の單純なる調和は、 のであつた。而も其の市民たる資格の權利 其の人口には、奴隷 市民たる資 甚だ重要な

一三六

つた。 れば、 家が其の市民のために考慮を排はなかつたとす 民は奴隷にされるかも知れなかつた。反對に國 れば、國家は容易く破壞せられ、而して其の市 即ち若しも各人が其の義務を果さなかつたとす は、明かに相互に結び付けられて居たのである。 直接であり、又自然であつた。彼等の利害關係 其の國家は容易く倒壊するかも知れなか

Phical imagination)の功業ではなかつたが、併し the spiritual life)との間に何等の罅隙がなかつ たことである。 生活との間。 of conscience and the duties of patriotism) wis たてとである。換言すれば政治的生活と宗敎的 **對抗する國家と教會との反對掃著が全然なかつ** 又愛國心なる義務と良心の標威 (the authority 尙は一層重要の點は、市民の忠順を攪亂し、 即ち俗界を靈界 (the secular and 夫れは全然哲學的想像 (philoso-

織が不成 級は、 ある。 の増殖を階 至つたけれども、國民救濟の事質の到來したの 其の自治權 (its autonomy) に密著して居たので 愈々惡化したのである。例へば希臘の都市は、 叛徒の爭鬪に依て分裂して居た。 的に單純であつたにも拘はらず、 の祖先とせる大階級が存在して居た。 又は農奴(slaves or serfs)が包含されて居た。而 原理(principle of federalism) は、 より除外されたものである。 して數多の都市には、嘗て征服された人口を其 希臘の歴史上に於て除りに遲かつたのであ 古き氏族組織の遺物であり、又一部分は富 相互國家間の關係を収扱ふに際して都市組 而して其の問題を解決す可き聯邦主義の 個人的に自由であつたが、併し統治團體 功であつたがために、争闘の弊害は、 級のより新らしき區別との結果であ 社會狀態は、 都市は絶えず 結局役立つに 思ふに一部分 此の大階

二三七

第十八卷

(三九)

of Mars)に集合して執政官(consuls)を選擧した 羅馬の歴史に徴すれば、其の基礎を軍力に置き、 に取て價値少なきものとなつたのである。 なる程市民たる資格は、益々總ての政治的目的 なつた。而して其の擴大される所が大になれば り、又法律を通過せしめるここが出來ねやうに くて伊太利の人々は、古代羅馬の公所又は軍神 government)に取て致命的のものとなつた。 は、益々都市的國家の自由なる自治 るに至ったのである。併し斯~擴大せること 世に及んでは地中海盆地の自由民全部を包含す 伊太利全土を包容する迄擴張せられ、 法を案出した。 生じた政 ーズの場所(the Forum of Rome or the Plain 羅馬の建設的天才は、 治問題を収扱ふために、異なれる一方 即ち羅馬市民たる資格は、遂に 其の擴大せる關係より (free self-更に後 洵に

> 居たのである。 る個々の軍隊が、 位を占めた。否。 ことは、 なる機制(mechanism)に於ては軍隊は權力の 何なる基礎に基いても擴大せる帝國を建設する cratic mashine) に依て平和と秩序とを維持せる 個人的専制(personal despotism)を除いては、 而して官僚的機械の能率 困難であったであらう。斯の如き廣大 権力の優勢なる地位を占めて 寧ろ或る遠隔の國境を守備 (efficiency of bureau

n と云ふ理論を胸中に朧氣ながら記憶して居たけ 殘つて居り、且法律家も其の皇帝が民意を體現 ある。勿論確實なる神聖さが其の皇帝の人格に the empire") 13. 何なる場所に於ても擁立され得たと云ふ事實で したものである (he embodied the popular will) ども、寧ろ其の皇帝は、有力なる軍隊の撰擇 既に早く洩らされた「帝國の秘密」("secret of 皇帝なるものが羅馬以外の如

に属し、 敵對する僣望者を抑壓し得る限り彼の權力を維 との管轄區域に於ける協調が必要であつた。而 在る其の元首(a distant sovereign)に忠順なる諸 陪臣たる程度に差異はあつたにしても、 すると共に、 力的闘学の不斷なる 反復に 持して居たのであると云ふ方が事實である。武 序紊亂 (disorder) の流行と共に西部歐維巴 に於 し是れは、 ける人々の多數は、其の自由を喪失した。是れ も臣下(vassal)なるものは、場合に依て多少其の 一部分征服に因り、 て保護者(a protector)を見出す必要のあつた 勿論秩序を回復するためには、中央と地方 四方の國境の内外に於て野蠻の狀態を現出 第十八卷 local prince) であつた。 兎角する中に秩 軍神(the God of Battles)が是認し、 **死解の原因をなすと云ふ意味ではな** 其の時機を促進したのである。 三九三 一部分は擾亂せる時代に 悲づく 帝國の 延解 遠隔に 叉

> がた (the hierarchical form)を採つたのである。 建制度(the Feudal system)なる階級組織の形態 (the social structure)なるものは、吾々の所謂 めである。從て中世紀に於ける社會の構造 封

ある。 つた。 其の領主は自己の國王 (the king)を有したので 其の地主は自己の領主(a great seigneur)を有し、 帝は 羅馬法王(the 王は自己の皇帝 (the emperor) を有し、 は、理論上各人は自己の主人を有するものであ のである。斯る降下の連鎖は、宇宙の統治者より 卑の農奴に至る迄完全であつたのである。(註) 今權威の原理を右の 如く 純然と 應用する時 維馬法王は聖ピーター(St. Peter)を有した 一層完全なる理論を以てすれば、 即、農奴は其の地主 (his lord)を有し、 Pope)に 依て 王冠を 授けら 其の國 其の皇

(註) 勿論是には中世紀的理論 (mediaeval theory)の一面 に過ぎないが、 併し夫れは事質に最も近い一面である。

三九

trans. by F. W. Mailland) か参照して欲しい。 角斑論」(Gierkc, Political Theories of the Middle Age, 者が、メイトランドの英麗したギアークの「中世時代の政 點さして役立つたとさに存する。此の主題に就ては讀者諸 關係で意義では、軈て夫れが次の時代の思想に對する出發 であって、而も古典的傳統(classical tradition)の影響の下 の反對の見解は、統治の權威の由來を被治者に求めるもの 一部分に中世紀に現はれたのである。併し其の主要なる

rights)を與へられたのである。而る右の都市は、 大陸諸國に於て見事に完全な獨立を遂げたので 又は國王より様々の權利の免許狀 (charters of 制規を知らせたのであるが、其の都市は、諸侯 のための聯合を致へい たのである。即ち此の事質は、 達せることは、新たに自由の中心地を勃興させ 扨て斯る秩序の範圍に於て工業を商業との 他方英國は、 而して共同の利害關係の マンディ公ウャリアムー 人々に合同防禦

ものは、 以てしたのである。中世の都市的國家の知れる 國をして窺知させなかつた全體としての夫自身 其の各員の特權を設定するのに、人間の人格性 に甚だしく且永久的に薄弱ならしめられたので 結權(rights of corporations)、國王、領主、及び他 由である。 の權利を以てしないで、 ある。而して古代の都市的國家を同様に夫れは、 都市的國家と同様に夫れは、 一種の自由に非ずして、 即ち発許狀に依て取得せる各種の関 市民たる資格の責任を 内部的叛徒のため 寧ろ敷種の自

を重ねると共に衝次有力のものこなつて來た封 雕解體を來したことである。それは、 會(a feudal society) の邊境に於ける、 し斯る都市的國家の真の弱點は、 第十八卷 (三九五) 雜 自由主義以前 唯だ時代 再度の分

> ある。 び科學の再生と云ふやうなことが續出したので 再發見(rediscovery of ancient learning)。哲學及 復興(revival of literature and the arts)。 のである。而して之と共に活動の開始と となつた。是に於て再び都市的國家は出現した h自治的共同團體(self-governing Communities) あつたが、併し團結した都市は、多くの目的よ 服されて以來、 世(William the Conqueror)に依て一〇六六年征 中央の權力が最大至弧のもので 古學の 文製の

徴に多大の貢献を致したのである。 併し古代の る要素ではなかつた。反對に一時的の農奴を歡 ては奴隷と云ふものは、 に優る所があつた。即ち中世の都市的國家に在 勿論中世の都市的國家は、 奴役(servitude) のより温和なる狀態の衰 且彼の自由を擁護してい 其の存立上缺く可らざ 古代の都市的國家 中世の都市的國

國家、 的擾亂と封建的特權とを抑壓したのである。 或る點に於て其の改善とを包含して居た。 され 力は、 islet of relative freedom) に過ぎなかつた。 的獨立の精神 併中央集權 (centralization) の發達は、結局市民 たのである。 交通機關及び生活技術の改善と共に、 實上は邊境内に於けるい の間に於ける極めて早期の闘争の結果として人 **と兩立し難さものさなり、** て其の極めて初期の時代に於て夫れは、 自治權 (civic autonomy) を助けるために。 し始めた。 全體に與べられたやうな政治的權力の諸要素 殊に英佛兩國に於て其の臣下の心を動か 即ち近代國家の基調は、 而して十五世紀の終末迄には大なる併合 封建時代の不從順で無秩序とは抑壓 夫等の出現は、社會秩序の擴大と、 (the genius of civic independence) 相對的自由の 而して國王を出下を 既に實在して居 中央の權 市民的 地方

の權利、組合員たる男女にのみ賦與せる都市的

國家内に於ける所謂ギルド及びクラフト(gilds

crafts)の權利が是れである。

四

のとなつたのである。 (elements of political right)に収て危險極まるも

國に於て消滅した。 一點丈りは、より早期の社會の形態に比して進いinerarchy)が存在するのである。さは云へ唯だ あることである。 のは、少なくとも個人的自由を享受する階級で 少した所がある。即ちピラミッドの基底をなすも る 迄を 概括 包容せる 所の 社會的階級 組織 (social 土を有する諸侯より下は其日暮しの勞働者に至 Potism) に傾かんさし、且國王の下に上は大領 のでめる。此の社會に於ては、國王の權力が至 上のものであり、 の上に構成された社會を有する近世に立ち入る 亦農奴の境遇は消滅し、 茲に到つて晋々は、全然權威至上主義 かの農奴の境遇は、事質上英 而も暴虐的事制(arbitrary des-而して佛國の大部分に於て 或は農奴が小作 の基礎 地に

ある。 破壊に れる の積極的目標地を指示したり、若くは文明と云 進步を沮 る構造を形成したりするのではないらしく思は 由主義の任務である。即ち其の發見したもの 專制的準則に呻吟せる人民であり、征服者 在 其の發見したものは、抑壓され して其の人道を釋放することは、 止する障害を排除するにあつて、努力 るやうに思はれる。別言すれば人間の 社會的特 た人道で 常に

由主義は根本に於て建設的原理なりや、將又破 然らば破場が完成終了せる時に必要なる改造 第十八卷 自由主義は充分なす所があるか。 雜 自山主義以前

ても自

由主義は、上に横はれる重き抑へを排除

脳絆を打切り、

障害を一掃して居る。

提供するものは、

是等の救濟である。

何處に於

たる人道の束縛に惱める國民であり、

られる産業上の計畫である。斯くて自由主義の

權に依て妨害せられ、若くは課稅に依て沮止せ

現出す可き將來の社會問題の根柢をなして居る のである。 されて來た。而して是れこそ、英國に於て將に 夫と其の土地とを分離すると云ふ事質が、開始 は、薄弱になつて來た。他方に於ては英國の農 xious incidents of the tenure of land) たる事實 於ける或る增悪す可き必屬の物件(certain obno-

立て居た。而して其の任務は、建設に非ずして、 論其の消極的方面は、 的の批評としてすら現はれて居るのである。 て居る。 政治的 自由主義は、其の當初一個の批評として現はれ そ、所謂自由主義の歴史的發端である。斯くて て其の秩序に對する反抗し づく秩序を根柢として出發するのである。 斯るが故に近代的國家は、權威至上主義に基 勿論或る時には失れが、破壞的且革命 經濟的、社會的、並に倫理的の反抗と 過去幾百年に亘て先頭に 辞言すれば宗教的、 耐し

有するか。 傳的事業のためにより後方の土地を偶然に探求松明を手渡し、自ら競爭より脱退し、若くは宣 るから、より新らしき又より建設的なる原理に共の仕事は現に遙かに完成の域に達したのであ して満足することが出來るか 松朋を手渡し、 殊狀態が喚起した一時的現象であるか。而して 眞理を表言するが。又は夫れは西部歐維巴の特 壊的原理に過ぎな 夫れは社會生活其者に必要なる或る いか。夫れは永久的の意義を ٥

窮極の改造力がないで推量しはてならぬ。 進行して居る。 はず、改造の事業は破壌の事業と相並んで繼續 保守的本能(conservative instincts)に依るとを問 角事業上自由主義の援助に依ると、 に就ては叙述しない。然ればさて自由主義には るのである。 是等は、吾々が確答す可き問題中に包含さ が今暫らくの間其の起源の狀態等 而して改造の事業は、 將又人種の 時代を重 见に

第二號

と遙かに進んで居るのである。 (clements of liberal principle) を結合する方向へれば 近代的 國家は、自由主義的 原理の 諸要素の のとなり 行くのである。即ちホツブハウス(L. H. Hobhouse)氏に依ねると 共に 愈々 重要のものとなり 行くのであ

一章に據つたものである。(一月十七日) 義」(L. T. Hobhouse, Liberalism, 1911)の第

對する Beerの批評マルクスの價値論に

三邊金廠

於て、自分はマルクスの價值論に對する Beer 均利潤率の問題が既に剞劂に附せられたる後に前號所載の拙稿「マルクスの二の價値説と単

學者、 要因と見做さぬといふことである。 於ける最大の難點は、彼が發明家、 て増加すと謂ひ得るのである。マルクスの許に 敷にて増加 る勞働力の増加に幾倍かして増進した。 此所に於ては古き形式を轉換して。富は幾何級 動も共に之を説明せぬのである。 曾有に强大なる富の蓄積も若くは又た價格の運 て之を測定すれば、 Karl Marx, 説の補註となす可しとして、最初に を發見したのである。 の批 「マルクスの質 拓する率先者及び組織者を生産的價 常該個所を引用し來れば左の如くである。 評中に自己の所論に 甚だ有利なる 一節ある 物理學者、 Sein Leben und Seine 生ける賃銀勞働力は算術級數に 値論は過去六十年間に 工業上及び農業上に 過去數十年の間に於て生け 因つて今之を紹介して自 富はい Lehre 化學上 發見者、化 Beer 血創造 新生面 於 吾々は 價値に いける未 の著

等の 北皿米利加が何故資本に 發生するといふのである! 彼等の餘剰勞働からのみ一國民の資本家的富が 無量に必要とする是等一切の勞働及び創造が 資本に方弱きやを主。 資本に豊かにして亞細亞が資本に貧しさや 事する賃銀勞働者の無報酬勞働のみが 民の資本量を増加せずし حع 0) 及び發見に依り土地 「主として」といふ、蓋し完全に此事質を精神的創造力に外ならぬのである。自分は る組織者 生産力を幾層倍ならしむる新しき動力の泉 生産力を綜合し且つ新しき勞働方法を遵 しき生産手段とを人 家發見者、 幾百萬の價値を齎らす思索家、 一屢々 織者及び經濟上の率先者 として説明し得るものは。。。 の生産力を倍加 一心不亂の精神的努力 ч. 然かも何故歐維巴 明し得るものは 生産と運搬をに し、工業 5

の成果たるのである。ならぬからである。然も此は亦た資本家的革命説明せんが爲めには更に政治的自由を舉げねば

ない 活動する 人も爭は るに過ぎないと。 力を倍加する上に寄與する丈けである、 家的に るものではな へる ば商品貨物一個當りの勞働量を減ずるに過ぎ から知れ 若くは商品貨物一個當りの價値を低下す 何等 企業家の行為が ぬ所であるが、 0 は此非難に對して略ば次の 新價値何等の餘剩價値をも生産す () () n 彼等の行為は唯々勞働の生産 日く發明家組織者及び實際に 併し彼等の行為は資本 富を創造することは何 如 換言す くに答

である。若し此答にして真實なりとせば、其はつて、且つ又た工業に關して之を言ふ限りに於て所に本を發見するので併、此答は經驗を合せざる無質の理論であ

粉 (二九九) 無難 籐 マルクスの價値論に對する Beer の批評

第二號